

全面マスク着用省略エリアの拡大について

平成25年6月11日

東京電力株式会社

平成25年5月30日から拡大予定の全面マスク着用省略エリア

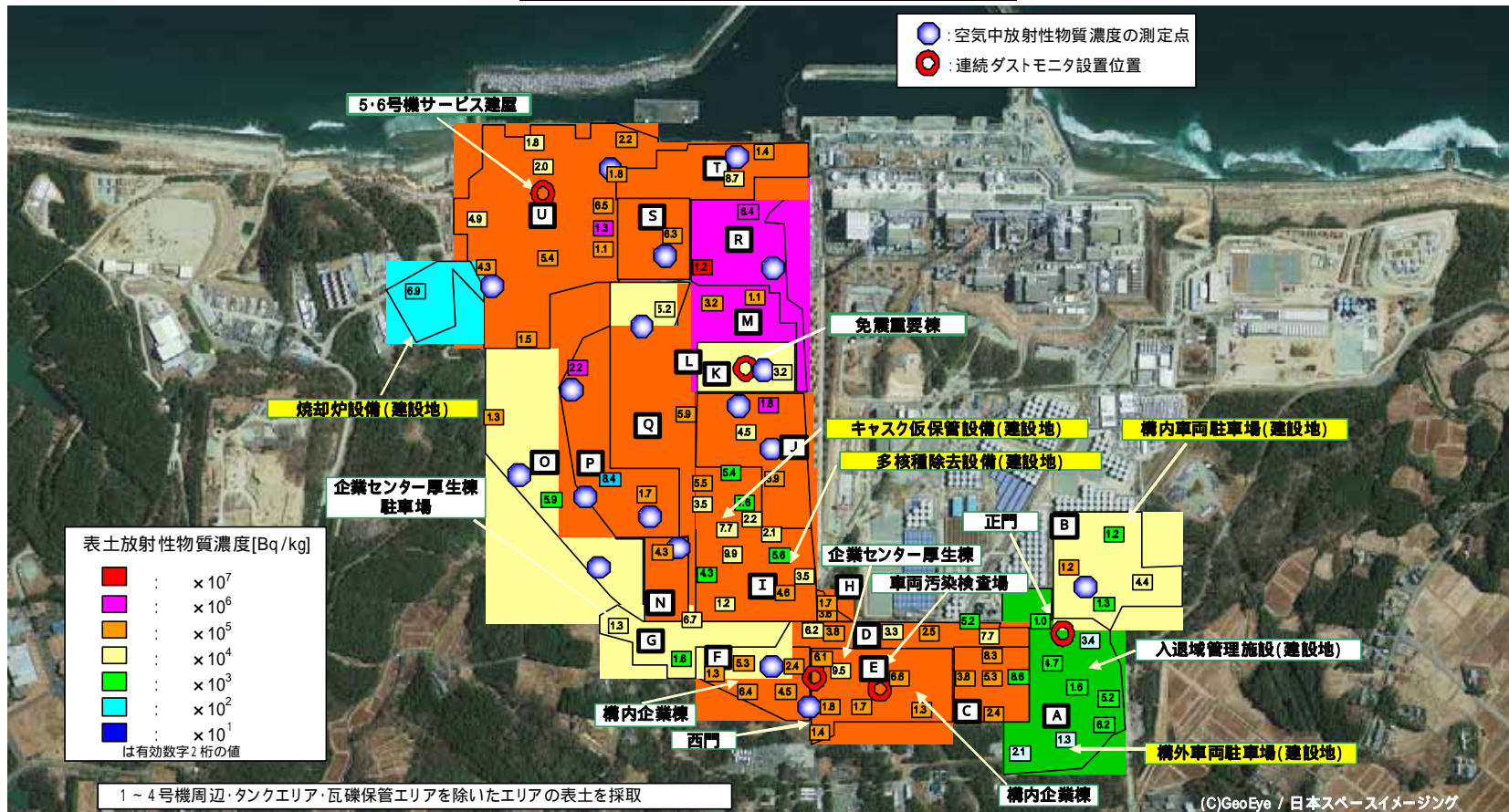


1～4号機周辺・タンクエリア・瓦礫保管エリアを除くエリア（点線内）について、全面マスク着用を省略できるエリアに設定する。

1 F 構内の空气中、および表土の放射性物質濃度の状況

- 1 ~ 4号機周辺・タンクエリア・瓦礫保管エリアを除くエリアの空气中放射性物質濃度（採取場所は下図参照）は、全面マスク着用基準（Cs-134・Cs-137： 2×10^{-4} Bq/cm³）以下で安定して推移。
- 1 ~ 4号機周辺・タンクエリア・瓦礫保管エリアを除くエリアの地表面の土砂を採取し、放射性物質濃度マップを作成（下図参照）。概ね 10^5 Bq/kgオーダーで分布し、除染を行った正門・入退域管理施設周辺（Aゾーン）は、 10^3 Bq/kgオーダーのエリア（緑）となっている。

構内表土の放射性物質濃度マップ



除染電離則および電離則で適用している防塵マスクの基準

< 除染電離則（ 1×10^4 Bq/kg以上の汚染土壌を扱う除染等作業）で適用している防塵マスクの基準 >

	高濃度汚染土壌等 (5×10^5 Bq/kg以下)	高濃度汚染土壌等 (5×10^5 Bq/kg超える)
高濃度粉塵作業 1 ($10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える)	捕集効率80%以上のもの	捕集効率95%以上のもの
上記以外の作業 ($10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)	捕集効率80%以上のもの 2	捕集効率80%以上のもの

- 1: 高濃度粉塵作業とは、土壌等のはぎ取り、アスファルト・コンクリートの表面研削・はつり、除草作業、除染土壌等のかき集め・袋詰め、建築・工作物の解体等を乾燥した状態で行う場合は、該当するとみなす。
2: 草木や腐葉土の取扱等作業の場合には、サージカルマスク等の着用で差し支えない。









< 電離則（ 1×10^4 Bq/kg以上の事故由来廃棄物処分を行う施設内作業）で適用する防塵マスクの基準 >

H25.7.1施行	放射能濃度 (5×10^5 Bq/kg以下)	放射能濃度 (5×10^5 Bq/kg超 2×10^6 Bq/kg以下)	放射能濃度 (2×10^6 Bq/kg超える)
高濃度粉塵作業 ($10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える)	捕集効率80%以上のもの	捕集効率95%以上のもの	捕集効率99.9%以上のもの(全面マスク)
上記以外の作業 ($10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)	3	捕集効率80%以上のもの	捕集効率95%以上のもの

3: 防塵マスクではなく、サージカルマスク等の着用で差し支えない。

1 F 構内における表土の放射性物質濃度を踏まえた運用ルール

除染電離則等のマスク基準を参考に、全面マスク着用省略エリア内にあっては、安全面、エリアの運用管理面の観点から、**高濃度粉塵作業は全面(半面)マスク着用**、**それ以外の作業はN95・DS2着用**の2区分とする。

	表土の放射性物質濃度 [Bq/kg]			
	$\sim 1 \times 10^4$	$1 \times 10^4 \sim 5 \times 10^5$	$5 \times 10^5 \sim 2 \times 10^6$	$2 \times 10^6 \sim$
高濃度粉塵作業 (粉塵濃度 $10\text{mg}/\text{m}^3$ 超え) 主作業: 土壌のはぎ取り、アスファルトのはつり、工作物の解体等の工事	要求: なし 	要求: 80%以上 	要求: 95%以上 	要求: 99.9%以上 
	スポット汚染の可能性を踏まえて、全面(半面)マスクを着用			
高濃度粉塵作業以外 (粉塵濃度 $10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下) 主作業: 上記工事以外	要求: なし 	要求: 80%以上 	要求: 80%以上 	要求: 95%以上 
	スポット汚染の可能性を踏まえて、捕集効率95%以上のものを着用			

上表の「要求」は、除染電離則又は電離則で要求されているマスクの捕集効率を明記。捕集効率「95%以上」のものが、N95・DS2の使い捨て式防塵マスクに相当する。

エリア全体で $1 \times 10^4 \text{Bq}/\text{kg}$ 下回っていることが確認できている場所(現時点では、正門及び入退域管理施設周辺)は、サージカルマスクも使用可。

1 F 構内のマスク着用区分、今後のスケジュール

< 1 F構内のマスク着用区分 >

	1～4号機建屋内 及び周辺建屋内、 ベータ対象エリア	全面マスク着用省略エリア以外 のエリア (1～4号機周辺、瓦礫保管エ リアなど)	全面マスク着用省略エリア (5,6号機周辺、免震重要棟周 辺、厚生棟・企業棟周辺・正門 周辺などの屋外エリア)
高濃度粉塵作業	全面マスク	全面マスク もしくは 半面マスク + ゴーグル	全面マスク もしくは 半面マスク + ゴーグル
高濃度粉塵作業 以外	全面マスク	半面マスク	N95・DS2

エリア全体で 1×10^4 Bq/kg 下回っていることが確認できている場所（現時点では、正門及び入退域管理施設周辺）は、サージカルマスクも使用可。

< 運用開始日 >

5月30日（木）：運用開始（全面マスク着用省略エリア拡大）